

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月31日

京都市長 門川大 作

京都市規則第102号

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を改正する規則

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項第30号中「ふぐの取扱い及び販売に関する条例（昭和51年京都府条例第44号）第11条による申請及び届出，同条例第11条の2」を「京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例第11条第2項，第4項及び第5項による申請，同条第7項及び同条例第11条の2第2項」に改め，同項第31号中「ふぐの取扱い及び販売に関する条例第13条」を「京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例第13条」に，「ふぐの取扱い及び販売に関する条例施行規則（昭和51年京都府規則第59号）第15条」を「京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例施行規則第15条第3項」に改め，同項第32号中「ふぐの取扱い及び販売に関する条例第15条」を「京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例第15条第1項及び第3項」に，「返納及び」を「返納並びに同項及び同条第4項による」に改め，同項第33号中「ふぐの取扱い及び販売に関する条例第16条」を「京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例第16条第1項」に改め，同項第34号中「ふぐの取扱い及び販売に関する条例」を「京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例」に改め，同項第35号中「ふぐの取扱い及び販売に関する条例第21条」を「京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例第21条第1項」に改める。

第3条第3号中「ふぐの取扱い及び販売に関する条例第16条」を「京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例第16条第1項」に改め，同条第4号中「ふぐの取扱い及び販売に関する条例」を「京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例」に改める。

附 則

この規則は，平成23年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)